

## 静岡産業大学学長選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(学長の選考)

第2条 学長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長の辞任の申し出を理事長が承認したとき
- (3) 学長が欠けたとき

2 学長の選考は、前項第1号に該当するときは任期満了の30日以前に、同項第2号または第3号に該当するときはその事由の生じた後速やかに行う。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は4年とする。ただし、前条第1項第2号及び第3号の場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学長の再任の任期は2年とし、連続3期までとする。ただし、前項ただし書きの任期はこれに含めない。

3 学長が在任中満68歳に達したときは、任期が満了する日の属する年度末をもって定年に達したものとする。

4 理事会の議決を経た場合には、満68歳を超えた者(任期中に満68歳を超える者を含む。)を学長に選任することができる。この場合には、理事会の議決により前項の定年を延長するものとする。

(選考の基準)

第4条 学長は、人格、識見ともに優れ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、学長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(候補者の選考)

第5条 理事長は、第2条第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、学長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長が指名した理事 4名
- (2) 本学の各学部教授会から選出された教授または准教授 4名

- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の3分の2以上によるものとする。
- 5 委員会は、前条に定める選考基準に従い、学長候補者2名以内を選考し、理事会に推薦する。

(学長の任命)

第6条 学長の任命は、理事会が前条により推薦を受けた学長候補者のうちから適任者を選出し、理事長がこれを任命する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 開学当初の学長については、第3条(学長の選考)から第9条(学長の選出)までの規定にかかわらず、理事会の議決を経て理事長が決定する。
- 3 第2条(学長の任期)ただし書きの規定は、初代学長の定年については、これを適用しない。

附 則(平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年11月24日改正)

この規程の改正は、平成11年11月24日から施行する。

附 則(平成19年3月20日改正)

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月28日改正)

- 1 この規程の改正は、平成19年11月28日から施行する。
- 2 この規程改正の施行日に在任する学長の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月28日改正)

この規程の改正は、平成27年10月28日から施行する。